

監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会 運営要領(案)

〔 令和 4 年 10 月 24 日
検討会申合せ 〕

(検討会の運営)

第 1 条 監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会(以下「検討会」という。)の議事の手続その他検討会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(会議の招集)

第 2 条 検討会の会議は座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。
- 3 座長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

(議長)

第 3 条 座長は、検討会の議長となり、議事を整理する。

(意見の聴取)

第 4 条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

- 第 5 条 検討会の会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、非公開に関し必要な事項は、座長が定める。

(議事録の作成及び公表)

- 第 6 条 検討会の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、座長が定める。

(検討会資料の公表)

第 7 条 検討会の資料は、公表するものとする。但し、座長が定める場合は、

資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、資料の公表に関し必要な事項は、座長が定める。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。